



埼玉県報

第 2808 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 21 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（経営管理課）
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（県立学校人事課）

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（農地整備事業）の工事完了（春日部農林振興センター）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県財務規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

規 則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第二十九号）（附則各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は、平成二十八年十二月二十七日とする。ただし、埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定及び同条例別表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項の次に次のように加える改正規定の施行期日は、平成二十八年十二月九日とする。

規 則

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第三十四号）の施行期日は、平成二十八年十二月二十七日とする。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の埼玉県公営企業財務規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の埼玉県病院事業財務規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規定を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規定

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五十二条第二項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

告 示

埼玉県告示第八百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人笑美会いい友体操
- 三 代表者の氏名
近藤 信秀
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市早稲田三丁目十三番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く不特定多数の一般市民を対象とした健康寿命を伸ばす「笑美会いい友体操」を開催している。この普及をはじめ、介護を必要としない生活を
目指し、今後さらに社会貢献に寄与していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 I E F R
- 三 代表者の氏名
岡田 喜久男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市佐谷田六百七十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ベトナムにおける枯葉剤による土壌汚染及び水質汚染を浄化すること、健康被害や農作物のダイオキシン等の汚染を防止し、環境を改善し、ベトナム国民の生活向上や、ベトナム国の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
石丸 由紀	ぼうこう又は直腸機能障害	小児外科、小児科、内科、外科	愛クリニック	所沢市中新井字富士見台 六百二十一	平成二十八年四月一日
佐藤 両	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	同
竹之下 拓	肢体不自由	内科、神経内科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九百三十八 一十二	同
長 伸介	心臓機能障害	血管外科、循環器内科、外科、内科	ふじみ野血管外科・内科クリニック	ふじみ野市清見一―二― 十四	平成二十八年四月八日
田山 陽資	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬千九百 六十七―一	同

坂本 英之

視覚障害

眼科

社会福祉法人恩賜財団済生
会支部埼玉県済生会川口総
合病院

川口市西川口五―十一―
五

平成二十八年六月十日

佐藤 智人

視覚障害

眼科

防衛医科大学校病院

所沢市並木三―二

同

藤原 一哉

視覚障害

眼科

医療法人埼玉会埼玉川口ク
リニツク

川口市戸塚東三―三―十
八

同

呉 崇殷

聴覚障害

耳鼻咽喉科

戸田ファミリア耳鼻咽喉科

戸田市新曾七百九十六

同

蝦原 康宏

音声・言語機能
障害、そしやく
機能障害

耳鼻咽喉科

埼玉医科大学国際医療セン
ター

日高市山根千三百九十七
―一

同

上出 杏里	音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害、肢体 不自由	リハビリテーショ ン科	国立障害者リハビリテーシ ョンセンター病院	所沢市並木四―一	同
千田 邦明	音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害	耳鼻咽喉科	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町大字小室 七百八十	同
本田 哲三	音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害、肢体 不自由	リハビリテーショ ン科	医療法人靖和会飯能靖和病 院	飯能市下加治百三十七― 二	同
森 俊樹	音声・言語機能 障害、そしやく 機能障害、肢体 不自由	リハビリテーショ ン科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
岩田 豊英	肢体不自由	整形外科	医療法人積仁会旭ヶ丘病院	日高市大字森戸新田九十 九―一	同
印南 健	肢体不自由	整形外科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十―十	同

岡田 純幸	肢体不自由	整形外科	深谷赤十字病院	一	深谷市上柴町西五―八―	同
小川 英佑	肢体不自由	膠原病、 感染内科	北里大学メディカルセンタ 		北本市荒井六―百	同
門野 夕峰	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院		入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	同
北原 建彰	肢体不自由	整形外科	医療法人秀和会秀和総合病 院		春日部市谷原新田千二百	同
近藤 伸平	肢体不自由	整形外科	医療法人新青会川口工業総 合病院	五	川口市青木一―十八―十	同
酒枝 和俊	肢体不自由	整形外科	埼玉県総合リハビリテーシ ョンセンター	一	上尾市西貝塚百四十八―	同
高橋 徹	肢体不自由	整形外科	医療法人新青会川口工業総 合病院	五	川口市青木一―十八―十	同

青木 聡	山田 健嗣	柳澤 克昭	野口 周一	中村 聡	中田 規之	鳥越 知明
心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
循環器内科	脳神経外科	整形外科	リハビリテーション科	整形外科	整形外科	整形外科
医療法人社団康幸会かわぐち心臓呼吸器病院	医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人新青会川口工業総合病院	医療生協さいたま生活協同組合埼玉協同病院	医療法人社団新座志木中央総合病院	医療法人狭山中央病院	埼玉医科大学国際医療センター
川口市前川一―一―五十一	春日部市谷原新田千二百	川口市青木一―十八―十五	川口市木曾呂千三百十七	新座市東北一―七―二	狭山市富士見二―十九―三十五	日高市山根千三百九十七
同	同	同	同	同	同	同

青景 聡之	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団康幸会かわぐち心臓呼吸器病院	川口市前川一―一―五十	同
佐藤 健一郎	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同
佐藤 大輔	心臓機能障害	循環器科	北里大学メディカルセンター 	北本市荒井六―百	同
配島 功成	心臓機能障害	心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
原 史郎	心臓機能障害	内科、循環器科、 呼吸器科	医療法人康曜会プラーナク リニック	深谷市柏合百四十四―二	同
増田 尚己	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同
宮内 忠雅	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人社団愛友会上尾中 央総合病院	上尾市柏座一―十一―十	同

大久保	光修	じん臓機能障害	人工透析内科	医療法人社団全仁会東都春日部病院	春日部市大畑六百五十二 一七	同
尾本	和也	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、移植外科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
来栖	厚	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団愛友会蓮田一心会病院	蓮田市本町三―十七	同
石塚	聖洋	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
澁谷	泰寛	呼吸器機能障害、免疫機能障害	内科	渋谷医院	川口市坂下町二―二―十 六―二階	同
釣木澤	尚実	呼吸器機能障害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同

寺本 信嗣	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人社団喜恵会和光駅前クリニック	和光市新倉一―二―六十	同
森田 暁壮	呼吸器機能障害	呼吸器内科	医療法人三愛会三愛会総合病院	三郷市彦成三―七―十七	同
阿曾 和哲	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	蕨市立病院	蕨市北町二―十二―十八	同
金子 直之	ぼうこう又は直腸機能障害	救命救急センター (救急科)	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
塩澤 邦久	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団武蔵野会朝霞台中央総合病院	朝霞市西弁財一―八―十	同
玉木 雅子	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人社団武蔵野会朝霞台中央総合病院	朝霞市西弁財一―八―十	同

千野 慎一郎

ぼうこう又は直腸
機能障害、小腸機
能障害

外科

北里大学メデイカルセンタ
1

北本市荒井六一百

同

林 康博

ぼうこう又は直腸
機能障害、肝臓機
能障害

消化器科、肝臓内
科

医療法人新青会川口工業総
合病院

川口市青木一十八十
五

同

福田 護

ぼうこう又は直腸
機能障害

泌尿器科

医療法人社団愛友会上尾中
央総合病院

上尾市柏座一十一十

同

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
齊藤 文則	肢体不自由	小川赤十字病院	比企郡小川町小川千五百二十五	平成二十八年三月一日
豊田 朗	じん臓機能障害	医療法人社団緑裕会和光クリニック	和光市丸山台一―四―二幸裕ビル二階、三階	平成二十八年三月十四日
有野 浩司	肢体不自由	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	平成二十八年三月三十一日
奥田 直樹	肢体不自由	草加市立病院	草加市草加二―二十一―一	同
黒柳 美里	肢体不自由	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
小林 一夫	肢体不自由	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
近藤 啓文	肢体不自由	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
指田 實郎	肢体不自由	蕨市立病院	蕨市北町二―十二―十八	同
松崎 美保子	肢体不自由	社会福祉法人東埼玉中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町大字下赤岩二百二十二	同

中原 秀樹	心臓機能障害	草加市立病院	草加市草加二―二十一―一	同
江間 玲	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
佐藤 茂範	ぼうこう又は直腸機能障害	蕨市立病院	蕨市北町二―十二―十八	同
安達 晃一	心臓機能障害	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	平成二十八年四月一日
小野 宏	呼吸器機能障害	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同
宮澤 光男	肝臓機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	同
中野 哲宏	呼吸器機能障害	医療法人良仁会桜ヶ丘病院	深谷市国済寺四百八―五	平成二十八年四月十日
関根 新	視覚障害	医療法人白水会栗原眼科病院	羽生市下岩瀬二百八十九	平成二十八年五月一日

高橋 渉

呼吸器機能障害、ぼ
うこう又は直腸機能
障害

医療法人社団清幸会行田中
央総合病院

行田市富士見町二―十七―十七

平成二十八年五月三十一日

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（農地整備事業）の工事を平成二十八年三月二十二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第八百三十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年七月十三日午前十時	有限会社田所不動産	田所 和雄	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目三十三番地十四

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五一一会議室

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年2月1日（水）から平成34年1月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年8月1日（月）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月29日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年8月1日（月）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年8月1日（月）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年7月20日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年7月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
Illegal Parking Management System.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:40 a.m.
August 1,2016 By mail;5:00 p.m. July 29,2016 In person;10:40 a.m.
August 1,2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group,Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年3月1日（水）から平成34年2月28日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年8月1日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月29日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年8月1日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年8月1日（月）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年7月20日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年7月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
equipment for car keeping place proof computerization system.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.
August 1,2016 By mail;5:00 p.m. July 29,2016 In person;10:30 a.m.
August 1,2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group,Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年五月三十一日

指令越建セ第二七〇〇一七一号

二 検査済証番号

平成二十八年六月十七日

越建セ第一〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目十五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目十二番六号

中野 勝栄

告 示

埼玉県病院事業告示第三十一号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。ただし、表短期入所の項は、平成二十八年十二月九日から施行する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表に次のように加える。

短期入所	日用品費	実費相当額
<p>駐車場</p>	<p>埼玉県立小児医療センター</p>	<p>実費相当額</p>
	<p>外来（院内で検印を受けた者）</p>	<p>一 診察、検査等に要する時間 定額一〇〇円 ただし次の各号に該当する場合は無料とする。 イ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている患者の車両 ロ 療育手帳④、A、Bの交付を受けている患者の車両 ハ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている患者の車両 ニ 身体障害者手帳を保持する者が運転する車両 二 上記以外の時間 二十分につき一〇〇円</p>

<p>面会（ 病棟に 入る許 可を受 けた者 でかつ 院内で 検印を 受けた 者）</p>	<p>一 面会に要する時間 定額三〇〇円 ただし次の各号に該当する場合は無料とする。 イ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている患者への面会のための車両 ロ 療育手帳④、A、Bの交付を受けている患者への面会のための車両 ハ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている患者への面会のための車両 ニ 身体障害者手帳を保持する者が運転する車両 二 上記以外の時間 二十分につき一〇〇円</p>
<p>上記以 外の者</p>	<p>一時間につき一、〇〇〇円</p>

告 示

埼玉県選管告示第四十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

日 時	場 所	議 題
平成二十八年 六月二十二日（水） 午後七時	選挙管理委員会室	1 参議院通常選挙について 2 その他
平成二十八年 六月二十三日（木） 午後六時	選挙管理委員会室	参議院通常選挙について

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十七年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	配合飼料	マルサン肉豚用大麦 ミートン配合飼料	H28.4	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		配合飼料	マルサン仔豚用A P配合飼料	H28.4	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
		魚粉	65%フィッシュミール	H28.4	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	魚粉	60%フィッシュミール	H28.4	重金属－鉛、カドミウム、 ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉豚用大麦ミートン 配合飼料	H28.4	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、 粗灰分	無
		マルサン仔豚用A P配合飼料	H28.4	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、 粗灰分	無
		65%フィッシュミール	H28.4	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗灰分	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィッシュミール	H28.4	栄養成分等－粗蛋白質、粗脂肪、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。